

令和2年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	会計管理部	1
2	総務局	1
3	地域政策局	2
4	環境県民局	2～3
5	健康福祉局	4～5
6	商工労働局	5～6
7	土木建築局	6～9

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
8	消防学校	危機管理監	9
9	県立総合技術研究所 食品工業技術センター	総務局	10
10	東部こども家庭センター	健康福祉局	11
11	県立広島学園		12
12	県立総合精神保健福祉センター		12
13	県立広島高等技術専門校	商工労働局	13
14	県立福山高等技術専門校		13～14
15	東部農林水産事務所	農林水産局	15
16	北部農林水産事務所		16
17	西部建設事務所	土木建築局	16～18

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
18	一般社団法人広島県障害者スポーツ協会	地域政策局	19
19	公益財団法人広島県男女共同参画財団	環境県民局	20
20	公立大学法人県立広島大学		21～26
21	一般財団法人広島県環境保全公社		27
22	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	健康福祉局	28
23	呉商工会議所	商工労働局	29

2 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	30

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	歴史博物館	31
3	県立広島皆実高等学校	31～32
4	県立世羅高等学校	32
5	県立広島井口高等学校	33
6	県立湯来南高等学校	33
7	県立広島工業高等学校	34
8	県立福山工業高等学校	34～35
9	県立大崎海星高等学校	35～36
10	県立広島高等学校	36
11	県立広島南特別支援学校	37
12	県立福山北特別支援学校	38

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	ページ
13	公益財団法人広島県教育事業団	38～39

3 公安委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	警察本部	39

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	佐伯警察署	40
3	呉警察署	40
4	尾道警察署	41～42

【知事】

1 会計管理部 (監査年月日：令和2年7月28日)

令和2年度 監査結果 (改善を求める事項)	
【回数券等の払戻しに係る事務処理について】 バス回数券の払戻しに係る事務処理について、事前に文書による決裁を行わず払戻しを受けていた事案が見受けられた。 回数券等の払戻しに係る事務処理については、広島県物品管理規則等に明確な規定が定められていないことから、事前に決裁等により意思決定を行った上で払戻しを行うよう、処理方法を見直す必要がある。 (総務事務課)	
措置の内容	
【措置内容】 令和3年4月1日付けで広島県物品管理規則を改正し、処分について、これまでの「売払い」、「交換」、「譲与等」、及び「廃棄」のほか、明確に規定されていなかった払戻しなどについて、「その他の方法による処分」の項目を追加し、処分する物品の分類、品名、規格及び数量、処分の方法等を記載した書類を物品管理職員が作成し、処分の措置をすることとした。	

2 総務局 (監査年月日：令和2年8月12日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
【貸付財産の賃貸契約について】 次の貸付財産における賃貸契約において、消費税及び地方消費税の引上げに伴う貸付料の変更を行っていない。適正な事務処理に努められたい。(総務課)	
財 産	広島県庁舎外来駐車場用地 4,070.0 m ²
契約名	広島県庁舎外来駐車場運営等に係る土地(駐車場用地)一時賃貸契約
根 拠	社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則15
措置の内容	
【原因】 令和元年10月の消費税及び地方消費税の引上げに伴う貸付財産における賃貸借契約について、変更契約の手続きを失念していたため。	
【措置内容】 令和2年7月22日に賃貸借契約の変更について、契約相手方と協議承諾を行い、同年7月30日に貸付料の変更契約を行った。再発防止のため、グループ全員で契約状況について把握する「長期継続契約一覧表」を作成し、適切な管理に取り組んでいる。	

3 地域政策局 (監査年月日：令和2年7月16日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【管理委託物品に係る事務処理について】 次の管理委任物品について、指定管理者と締結した物品の管理に関する覚書を変更していなかった。適正な事務処理に努められたい。(国際課)</p>	
物 品	電子レンジ1台 電気洗濯機1台
根 拠	広島県物品管理規則第17条の2第1項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 管理委託物品に係る事務処理について、物品の変更が発生する度に、物品の管理に関する覚書の変更が必要であったところ、指定管理期間の当初に5年間の物品の管理に関する覚書を締結して以来、変更がされていなかった。 なお、覚書の変更以外の備品登録等の事務処理については、指定管理者から各物品の変更の通知を受領後、その都度、国際課から指定管理者へ回答を通知し、適正な事務処理を行っている。</p>	
<p>【措置内容】 物品の管理に関する変更の覚書を締結した。(令和2年9月15日)</p>	

4 環境県民局 (監査年月日：令和2年7月30日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア 借受物品の管理について】 次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(文化芸術課)</p>	
物 品	複写機 1台
根 拠	広島県物品管理規則第14条第2項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 数年に一度の事務であり、必要な事務手続を失念していた。</p>	
<p>【措置内容】 速やかに出納簿に記録した。</p>	
<p>【再発防止策】 財産及び物品の事務手続にかかる指摘が続いていることから、再度当該指摘内容を課内にて周知し、財産及び物品の事務における必要な手続について共有するとともに、改めて財産台帳及び備品出納簿を確認する。その際、副担当制度を強化し、課内でのダブルチェックを行うこととする。また、今後、同様の事務を行う際には、総務事務課や財産管理課など関係法規を担当する課にも確認することで、手続漏れのないようにする。</p>	

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（産業廃棄物対策課）

契約名	国際拠点港湾広島港出島地区廃棄物埋立護岸改修工事（令和元年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号

措置の内容

【原因】

平時は工事発注を行うことが稀な部署であり、建設リサイクル法に関する理解が不足していたため、当該工事請負契約に係る通知を失念していた。

【措置内容】

通知を失念したことについて、通知先となる広島市（南区役所建設部建築課）に対し、令和2年7月22日付けで事後報告書を提出した。

また、今後の再発防止策として、所属全体に今回の指摘事項と関連事務処理要領^{※1}を周知し、所属内で理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

※1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施行に伴う公共工事の取扱いについて（H28.2.22改正）

【広島県土木建築局技術企画課】

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 利用料金の減免について】

広島県民文化センター及び広島県立美術館の利用料金について、必要な決裁及び合議を経ず特定の者に対し減免することとしていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

根拠	広島県決裁規程第7条、第8条 広島県予算規則第16条
----	-------------------------------

措置の内容

【原因】

決裁規程別表第二局長専決事項第3号「所掌事務に関する要綱等の制定及び改廃」に類する案件と考えた上で、かつ新規案件等別途協議で局長から了承を得た案件については、課長専決事項第31号の「使用料、手数料及び負担金の減免」に該当するとして課長決裁としていた。

【措置内容】

合議先を含め、正しい決裁者から決裁を得た。

【再発防止策】

決裁規程の解釈を誤ったまま手続を進めたことが原因であるため、今後規定の解釈に疑義がある場合は、決裁規程の所管課にも解釈方法について確認を取るなど、適正な事務手続の徹底を図る。

5 健康福祉局 (監査年月日：令和2年8月3日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【ア 普通財産の管理について】 次の財産について、貸付期間満了後、更新手続きを行わないまま使用を継続させていた。適正な事務処理に努められたい。(食品生活衛生課)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">財 産</td> <td>新動物愛護センター建設予定地 (土地 4.0㎡)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県公有財産管理規則第31条及び第35条</td> </tr> </table>		財 産	新動物愛護センター建設予定地 (土地 4.0㎡)	根 拠	広島県公有財産管理規則第31条及び第35条
財 産	新動物愛護センター建設予定地 (土地 4.0㎡)				
根 拠	広島県公有財産管理規則第31条及び第35条				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 当該契約の満了について失念していた。財産管理台帳の整理を行った際に、このことについて判明したため、再契約の作業を行った。</p> <p>【措置内容】 当該契約については再契約を行い、令和3年3月31日に契約満了、返還、構造物の撤去及び原状復帰を行った。 契約等がある財産については申し送りを確実にし、確認を行うことによって、適切な管理に取り組む。</p>					

令和2年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【イ 借受物品の管理について】 次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(健康福祉総務課)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">物 品</td> <td>複写機 1台</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県物品管理規則第14条第2項</td> </tr> </table>		物 品	複写機 1台	根 拠	広島県物品管理規則第14条第2項
物 品	複写機 1台				
根 拠	広島県物品管理規則第14条第2項				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 広島県物品管理規則及び物品マニュアルの確認が不十分だったため。</p> <p>【措置内容】 物品マニュアルに沿った事務手続を徹底するとともに、関係職員にマニュアル等について周知することにより、組織的なチェック体制の強化を図った。 なお、指摘の対象となった借受物品については、指摘後、速やかに受入通知を行い、備品出納簿への記録を行った。</p>					

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 行政文書の適正管理について】

次の土地の使用貸借契約について、借受中の土地に関する起案文書等が所在不明となっていた。適正な事務処理に努められたい。（食品生活衛生課）

契約名	食鳥検査員詰所に関する土地の使用貸借契約
根 拠	広島県文書等管理規則第8条第5項

措 置 の 内 容

【原因】

契約書の所在が不明となっていたので、関係各所へ問合せし調査したところ、当該施設関連一式として当課に保管されていた。

【措置内容】

当該施設関連一式に契約書を含んでいる旨を表記する（高宮町食鳥検査員詰所関連一式（土地賃借契約所在中））と同時に、申し送りを確実にすることとする。また、再発防止策として課内で今回の指摘事項を周知共有するなど適正な文書管理に取り組む。

6 商工労働局 （監査年月日：令和2年7月29日）

令和2年度監査結果（指摘事項）

【委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、知事ではなく、広島県イノベーション推進チーム担当課長名義で変更契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

業務名	「Innovation Potluck」動画撮影業務（令和元年度）
根 拠	広島県契約規則第3条

措 置 の 内 容

【原因】

広島県契約規則第3条における契約担当職員の定義に対する理解が不足していたため。

【措置内容】

同規則の理解を徹底させ、承認及び決裁権者においても漏れなく確認することとする。

令和2年度監査結果（改善を求める事項）

【契約に係る事務処理について】

次の委託契約については、設計金額内訳の大半が工事費であるなど建設工事の完成を目的として締結する契約とみなされることから、この場合の支出科目は「工事請負費」が適当と考えられ、建設業法に適合した請負契約形態とする必要がある。（イノベーション推進チーム）

業務名	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろしま産学共同研究拠点材料MBRものづくり制御実験室空調整備業務（令和元年度） ・電力計器交換調整等業務（令和元年度）
-----	--

措置の内容

【措置内容】

今後の委託契約においては、契約内容を支出科目と照らし合わせ、設計金額の大半が工事費であり、建設工事の完成を目的とする契約の場合は、建設業法に適合した請負契約形態をとり、「工事請負費」として支出することとする。

確認結果	A	備考	
-------------	----------	-----------	--

7 土木建築局（監査年月日：令和2年7月22日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、具体的な理由なく随意契約をするとともに、契約内容が仕様書で明確に定められていなかった。適正な事務処理に努められたい。（港湾漁港整備課）

契約名	国際拠点港湾 広島港 臨港道路交通量推計業務
根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

措置の内容

【原因】

交通量推計業務に精通した事業者との契約を検討していたため、具体的な随意契約理由や仕様書への明確な契約内容の記載が漏れてしまったものである。

【措置内容】

随意契約理由においては、具体的な理由を記載し、第三者からも分かるような内容とした。また、仕様書では位置図を添付し、検討内容の記載を行うなど契約内容を明確に定めることとした。

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 管理委任物品に係る事務処理について】

次の管理委任物品について、指定管理者と締結した基本協定書の備品台帳に記載がなかった。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

物 品	複写機 1台
根 拠	広島県物品管理規則第17条の2

措 置 の 内 容

【原因】

指定管理者と締結した基本協定書を作成した際に、備品の現物確認が徹底されていなかったため。

【措置内容】

令和2年度中に指定管理者と基本協定の変更協定書を締結し、該当の備品を備品台帳に記載した。

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 財産の使用許可について】

次の財産について、使用許可の手続きは行われているが、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

財 産	土地（広島ヘリポート 整圧室移設工事用地）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

措 置 の 内 容

【原因】

財務会計システムの財産登録にて入力を行い、仮登録までは行われていたものの、使用許可の決裁後、財産登録にて本登録が行われていなかった。

本登録を行うことにより使用許可台帳による記録管理、財産管理課への報告が行われることとなっていたが、これが実施されていなかったものである。

【措置内容】

指摘のあったものについては、本登録を行った。これにより、使用許可台帳による記録管理及び財産管理課への報告が実施された。

令和3年度以降に実施される財産の使用許可について、同様の事案が生じないように、本登録の実施を徹底するとともに、別途使用許可状況の管理台帳を作成した。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 財産・物品の管理について】

使用許可した財産、貸付財産、借受財産、及び貸付や管理委任した物品については、その状況を明らかにするため、台帳を作成し、記載した事項に変更が生じたときは、その都度整理しなければならないが、本年度の指摘事項のほか、昨年度の指摘事項等についても未対応の状況であった。全ての財産について、再度、台帳への記録管理が適正に行われているか再点検する必要がある。（空港振興課）

措置の内容

【措置内容】

使用許可した財産、貸付財産、借受財産、及び貸付や管理委任した物品については、財務会計システムへの本登録、入力作業を行うことを徹底し、台帳にて全ての財産・物品の記録管理の状況を再確認した。
令和3年度以降において同様の事案が生じないよう、担当者のみならず副担当者等も含めた組織的な確認体制をとっている。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 港湾特別整備事業費特別会計に係る財務書類等の公表について】

港湾特別整備事業費特別会計については、昨年度の監査において、経営状況の一層の透明化を図るため、地方公会計の統一的な基準によって、特別会計全体の財務書類を作成し、公表するよう改善を求めたところであるが、未だ公表されるに至っていない。早期に公表できるよう取り組んでいただきたい。（土木建築総務課、港湾振興課）

措置の内容

【措置内容】

港湾特別会計の中には、臨海土地造成事業と港湾機能施設整備事業の2つがあり、両事業とも地方公営企業法（以下「法」という。）の非適用事業である。そのうち臨海土地造成事業については、法の適用を受ける企業局の土地造成事業と同様の会計基準により試算を行い、今後の収支見通しと併せて、例年、建設委員会において、説明を行ってきた。
また、これまで未公表であった港湾機能施設整備事業についても、令和3年3月の建設委員会において、臨海土地造成事業と同様、貸借対照表及び今後の収支見通しについて公表を行った。
引き続き、経営状況の一層の透明化に努めていきたい。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 交付金における事務処理について】

次の交付金交付事務において、交付要綱を根拠として事務処理が行われているが、交付要綱に定めた交付時期までに交付できていないものがあった。当該交付金の交付目的を踏まえ、必要に応じて交付要綱の見直しを行うことも含めて、事務手続を改善し、交付要綱に基づいた適切な事務処理を行う必要がある。
(道路河川管理課)

交付金名	広島県土木建築公共事業移譲交付金（平成31年度）
------	--------------------------

措置の内容

【措置内容】

要綱上の交付時期である4月末日までの交付に間に合うよう、

- ・市町に対して、当該年度内に報告準備を行うなどの対応により、報告時期を徹底するよう周知。
- ・提出書類の内容確認について、課内における事務処理体制の効率化。

などの改善を行った結果、要綱に規定されたとおり令和3年4月末日までの交付を履行した。

8 消防学校（監査年月日：令和2年7月2日）

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【文書管理システムの適正な使用について】

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらないものが多数あった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

措置の内容

【原因】

電子決裁を受けるべき起案文書についての認識が不足していた。

【措置内容】

監査後は、広島県文書等管理規程に基づき文書管理システムを使用し、事務の効率化・高度化を図っている。

9 県立総合技術研究所 食品工業技術センター (監査年月日：令和2年9月8日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア 廠における支出について】 廠においては、翌年度の4月30日までに支出を行う必要があるが、その日を過ぎて工事請負費の支出を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県会計規則第5条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 財務会計システムの支出命令の支払日(工事代金)を自動設定で「40日以内に」してしまい、年度末における支出期限が4月30日であることを失念していたこと。</p> <p>【措置内容】 廠における年度末の支出については支払期限を意識して、5月1日以降になる支出の支払指定日を4月30日までに設定することを所属内で共有し、相互チェックすることにより、適正な事務処理の管理を行うこととした。</p>	

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	広島県立総合技術研究所食品工業技術センター消防用設備等保守点検業務 (令和元年度～令和3年度)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 委託契約の事務処理について、特記仕様書の作成の際の機器の数量確認が不十分であつたこと。 更に、契約締結後の取替修繕時の履行確認が不十分であつたため、煙式スポット型感知器(イオン化式・光電式)の数量に誤りが生じたこと。指摘後に確認したところ、イオン化式は製造及び使用中止となつており、取替修繕時に故障した「イオン化式」を「光電式」へ取替えたことが判明した。</p> <p>【措置内容】 特記仕様書を確認し委託業者と協議の上、特記仕様書を修正し変更契約を行った。 今後は、関係部署、必要に応じて業者などに確認の上、適正な特記仕様書の作成に努めるとともに、取替修繕や定期点検時等に履行確認を確実にを行う。</p>	

10 東部子ども家庭センター （監査年月日：令和2年7月1日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、消火器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">契約名</td> <td>広島県東部子ども家庭センター消防用設備等保守点検業務（平成31年度～令和3年度）</td> </tr> </table>		契約名	広島県東部子ども家庭センター消防用設備等保守点検業務（平成31年度～令和3年度）
契約名	広島県東部子ども家庭センター消防用設備等保守点検業務（平成31年度～令和3年度）		
措置の内容			
<p>【原因】 消火器更新に係る種類変更を仕様書に反映していなかった。</p> <p>【措置内容】 仕様書に訂正について委託業者に説明し、変更契約を締結した。 消防点検の結果、器具の更新が必要となった場合、物品購入及び委託契約変更を行う旨、総務課長、所長の了解を得て、購入時期及び契約変更時期の目安を伝える。 総務課長は職員が申し出た目安までに、物品購入及び委託契約変更が完了するか進行管理する。</p>			

11 県立広島学園 （監査年月日：令和2年9月1日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、消火器、感知器及び音響装置の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">契 約 名</td> <td>平成30年度～令和2年度 広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務</td> </tr> </table>		契 約 名	平成30年度～令和2年度 広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務
契 約 名	平成30年度～令和2年度 広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 消防用設備等保守点検業務の長期継続契約において、前回契約の特記仕様書が正しいものと思い込み、実際の数量を確認しなかったことが主な原因である。 また、担当者が人事異動で着任した時には、前年度末をもって契約期間が終了しており、早急に一般競争入札を実施しなければならない状況であったため、時間的余裕がなかったことも原因である。</p> <p>【措置内容】 消火器等の現物確認を行い、実際の数量に基づき特記仕様書を作成し、令和3年2月、変更契約を締結した。また、再発防止のため、担当者による図面及び現物確認を徹底するとともに、適正な執行に努めることを関係職員に周知し、組織的なチェック体制を強化した。事務処理の時期については、年度当初から契約が必要な長期継続契約等については、前年度に契約事務を終えるよう年度移行期の事務処理サイクルを改善した。</p>			

12 県立総合精神保健福祉センター （監査年月日：令和2年9月9日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【現金出納簿の備付について】 常時の資金前渡により現金を管理しているが、令和2年度の現金出納簿を備えていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">根 拠</td> <td>広島県会計規則第82条第1項</td> </tr> </table>		根 拠	広島県会計規則第82条第1項
根 拠	広島県会計規則第82条第1項		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 当該事務処理を十分に理解していなかったことによる。</p> <p>【措置内容】 常時の資金前渡について作成が必要な書類を確認・徹底し、現金出納簿を作成するとともに、Excel を活用して作成を自動化した。</p>			

13 県立広島高等技術専門校 (監査年月日：令和2年11月25日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【備品の管理について】 次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">備品</td> <td>パーソナルコンピューター 1台</td> </tr> </table>		備品	パーソナルコンピューター 1台
備品	パーソナルコンピューター 1台		
措置の内容			
<p>【原因】 備品登録の事務処理において、購入後ただちに登録すべきところ、失念したまま調達関係書類に編綴していた。</p> <p>【措置内容】 令和2年11月11日に、財務会計システムにより備品出納簿への記録管理を行うとともに、当該備品に備品シールを貼付した。 再発防止のため、支出決裁の際に、契約済調書及び備品登録確認票を添えることとし、チェック機能の強化を図った。</p>			

14 県立福山高等技術専門校 (監査年月日：令和2年10月7日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【ア フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">使用機器</td> <td>ウォータークーラー（冷水機）1台</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）</td> </tr> </table>		使用機器	ウォータークーラー（冷水機）1台	根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）
使用機器	ウォータークーラー（冷水機）1台				
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）				
措置の内容					
<p>【原因】 関係法令の詳細を承知していなかった。</p> <p>【措置内容】 令和2年12月から、3か月ごとに簡易点検を実施し、点検の結果を記録簿に記載している。 また、関係法令、説明資料等を活用し、適切な機器管理について関係職員に周知するとともに、今後法令改正等があれば所属内で情報共有することとした。</p>					

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立福山高等技術専門校空調設備・消防用設備等保守点検業務（令和元年度～令和3年度）
-----	---

措置の内容

【原因】

仕様書を作成する際に実際の個数を確認していなかった。

【措置内容】

点検対象の実際の個数に合うよう、契約変更により特記仕様書及び契約額を変更（減額）し、令和3年2月に過払い額の返還を受けた。

また、再発防止のため、仕様書を作成する際には、対象物の数量を図面及び現物により確認することを所属内で徹底した。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【消防用設備の維持について】

消防用設備等の点検の結果、平成29年度の点検時から、次の設備に不良箇所があったが、必要な措置が講じられていなかった。

消防用設備については、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するよう維持しなければならないことから、早急に必要な措置を講じる必要がある。

設備	防火扉・シャッター設備
----	-------------

措置の内容

【措置内容】

不良箇所について令和2年11月に修繕を行った。

また、点検等により不良箇所が判明した場合は、所属以内で情報共有し、速やかに必要な修繕を行うとともに、法令等に基づき設備を適切に管理するよう所属内で徹底した。

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【物品の管理について】 修繕工事によって設置したエアコンについて、物品出納職員に対し、取得調書による受入の通知をしていなかったため、備品に該当する物品が備品出納簿に登録されていなかった。また、指定管理者に対する管理委任の手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(東部農林水産事務所尾道農林事務所)</p>	
物 品	エアコン 6台
根 拠	広島県物品管理規則第13条, 第17条の2
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 修繕工事により設置した当該エアコンについて、当初から備品として登録されていないエアコンの修繕であったため、備品登録が必要であるという認識はなかった。また、このことから指定管理者に対する管理委託の手続きも行われていなかった。</p>	
<p>【措置内容】 令和3年6月10日に物品出納職員に物品受入の通知をするとともに、令和3年6月11日に備品登録簿に登録した。また、備品シールを貼付するとともに指定管理者に対する管理委任の手続きを行った。 今後、工事により設置した設備であっても設備一式10万円以上の設備については、備品登録を行うなど、物品管理等の事務処理について再確認するとともに情報の共有化を図り、再発防止に努める。</p>	

令和2年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【工事請負契約に係る事務処理について】 次の契約については、コテージ6棟に係る修繕工事であるが、全て同じ仕様及び工期の工事にも関わらず、小規模修繕執行要綱を適用して1棟ずつ、同じ業者と随意契約を行っていた。6棟の工事に係る設計金額の総額が250万円を超えていることから、一括発注による競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、契約書を作成するなど、適切な事務処理を行う必要がある。(東部農林水産事務所尾道農林事務所)</p>	
契約名	フォレストヒルズガーデン エアコン修繕工事 (令和元年度)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 予算上の区分が需用費であったため、小規模修繕執行要綱に基づき施行したもの。また、一棟ずつ維持管理するという観点から個別で契約を行った。</p>	
<p>【措置内容】 今回の指摘を受けて、同一工種・同一工期の工事は別発注とせずに、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性を確保するため一括発注による競争入札を実施し、適切な事務処理を行う。</p>	

16 北部農林水産事務所 （監査年月日：令和2年10月23日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）			
【行政財産の使用許可について】			
行政財産の使用許可について、許可をしていなかった期間の使用料相当額を許可申請者に求めていなかった。適正な事務処理に努められたい。			
種別	財産名称	用途	面積
土地	帝釈峡公園	電話ボックス敷	1.50 m ²
根拠	民法第704条 行政財産の使用料に関する条例第2条		
措置の内容			
【原因】			
昨年度、県有地に無許可で設置してある電話ボックスを把握したため、行政財産の使用を追認し、許可を行ったが、許可をしていなかった期間の使用料相当額の請求を失念していた。			
【措置内容】			
許可していなかった期間の未徴収分については、令和3年4月26日に徴収した。 なお、無許可事案を把握後、公園内に無許可で設置された工作物がないか確認を行った。今後も巡視を継続しながら適正な事務処理に努める。			

17 西部建設事務所 （監査年月日：令和2年11月5日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）	
【ア 委託契約における事務処理及び契約期間について】	
次の委託契約において、平成26年度の消費税率改正に伴う、変更契約が行われていなかった。また、契約期間は、各会計年度内において完結することが原則であるにもかかわらず、自動更新条項が設定されていた。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所）	
業務名	河川管理施設管理委託契約
根拠	消費税法第29条及び地方税法第72条の83 地方自治法第232条の3
措置の内容	
【原因】	
契約単価の下落と消費税増税分の上昇の影響がほぼ同額であったため、必要ないと認識していたものと思われる。また、自動更新については、委託契約の期間が、各年度内において完結することが原則であることに対する認識が甘く、自動更新条項の存在に疑問を持たなかったことが原因であると思われる。	
【措置内容】	
消費税については、令和元年10月、消費税増税が行われた際に措置済みである。また、令和3年度からの契約については、自動更新条項を削除した契約書を使用している。	

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について】

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知を行っていないかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所呉支所）

契約名	一般県道 野呂山公園線道路災害復旧工事（H30 災第 5149・1855・5148 号） （令和2年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 2 号

措 置 の 内 容

【原因】

一般監督員が提出を失念し、また、主任及び総括監督員も未提出であることを確認できていなかった。

【措置内容】

指摘後、次の再発防止策を行うこととした。

- ・既存の「監督段階におけるチェックシート」に当該項目を追加するとともに、当該チェックシートを活用するよう課員に対し周知し、組織的なチェック体制を強化した。

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 借受財産の管理について】

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていないかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所安芸太田支所）

財 産	土地
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

措 置 の 内 容

【原因】

平成 10 年の庁舎移転に伴い、旧庁舎敷地の借受土地の記録は契約終了により台帳から抹消されたが、借受契約が継続している当該財産の記録も誤って台帳から抹消され、その後も記録漏れを認識していなかったこと。

【措置内容】

当該財産について、財産台帳に記録し、財産管理課への報告を行った。当該財産以外の借受契約している土地についても、財産台帳の記録を再確認するとともに、財産と台帳の内容を所属で情報共有して、チェック体制を強化した。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 文書管理システムの適正な使用について】

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらないものが多数あった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。（西部建設事務所）

措置の内容

【措置内容】

該当課（管理第一課）では、殆どの業務について、公物占使用システムを使用し業務を行っているが、公物占使用システムが使用出来ない支出を伴う各種契約業務については、文書管理システムによらず、紙決裁文書により起案を行っていた。起案は、原則、文書管理システムを使用しなければならないという認識が低かったことと、過去から一貫して紙決裁を行ってきたことが原因と思われる。

このため、課内で周知の上、令和3年度から、公物占使用システムによらない各種契約に係る業務（契約締結伺い等）については、文書管理システムを使用することを徹底しており、現在は適正に行われている。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、契約効力の発生については、契約書に記名押印した時に確定するものであるにもかかわらず、契約締結の日までに行った業務について、当該契約に基づき実施されたものとみなす旨、明記されていた。当該契約は毎年度、本庁からの通知を受けて締結される契約であるが、締結前に委託業務の実施が見込まれるのであれば、本庁とも協議の上、業務が実施される前に契約を締結するよう、適正な事務処理を行う必要がある。（西部建設事務所）

業務名	河川清掃等業務委託
-----	-----------

措置の内容

【措置内容】

本庁主幹課である道路河川管理課と協議の上、契約締結前までに行った業務を、当該契約に基づき実施されたものとみなす旨の規定は、令和3年度の契約条項から削除することとした。これに基づき、令和3年度の契約からは、契約締結後の業務についてのみ、対象とすることで事務処理を行っている。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）			
<p>【補助金実績報告における事務処理について】 次の補助金について、実績報告書に添付する事業実施状況報告書に実施していない事業が記載されるなど、不正確な内容となっていた。適正な実績報告となるよう、補助金所管課とも協議の上、事務処理を改善する必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">補助金名</td> <td>令和元年度広島県障害者スポーツ協会運営事業費補助</td> </tr> </table>		補助金名	令和元年度広島県障害者スポーツ協会運営事業費補助
補助金名	令和元年度広島県障害者スポーツ協会運営事業費補助		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 令和元年度当該補助金の、実績報告書に添付する事業実施状況報告書の内容において、確認やチェックを怠ったため、記載誤り等があった。</p> <p>【措置内容】</p> <p>○ 令和元年度当該補助金の、報告書において記載誤り等があったことを一般社団法人障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）内で共有し、令和2年度以降の当該補助金においては、実際に支出を行った際の証拠書類と、実績報告書の突合し、各事業ごとに執行状況をまとめ、協会内で共有し相互チェックを行うなど、チェック機能を強化することとした。 また、当該補助金の経理担当者は会計研修に参加し事務処理等について再確認し再発防止に努めた。</p> <p>[令和2年度当該補助金の確定について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R 3. 4. 1…令和2年度の当該補助金実績報告書を県スポーツ推進課へ提出 （県スポーツ推進課はR 3. 5. 17 付けで確定） ・ R 3. 5. 21…協会の監事監査報告 終了。（特に意見等なし） ・ R 3. 6. 30…協会理事会において決算報告し、承認を得た。 （理事には、県職員（総括官（スポーツ推進））もおり、理事会にはスポーツ推進課職員も陪席） <p>○ 県スポーツ推進課（当該補助金所管課）においては、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号）第23条に基づき、令和2年12月中旬と令和3年4月中旬に、協会において、令和2年度の当該補助金に関わる帳簿や証拠書類（請求書や領収書）等も確認した。</p>			

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【決算に係る事務処理について】 決算に係る事務処理について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。 ア 貸借対照表の特定資産において、財務規程に定めのない財産(特定資産什器備品)を計上していた。</p>	
根 拠	公益財団法人広島県男女共同参画財団財務規程 第29条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 現施設の立ち上げにあたって広島県からの補助金を受け入れて整備した備品等については、指定正味財産を財源とする「特定資産」として計上すべきことから、貸借対照表の特定資産に「特定資産什器備品」という科目で経理処理しているが、その際、当財団の財務規定に「特定資産什器備品」が特定資産である旨を明記する必要があるにもかかわらず、このことを失念していた。</p>	
<p>【措置内容】 公益財団法人広島県男女共同参画財団財務規定を次のとおり改正し、「特定資産什器備品」を特定資産の範囲に位置付けた。(令和3年3月30日改正)</p> <p>公益財団法人広島県男女共同参画財団財務規定 (抜粋) (固定資産の範囲) 第29条 この規定において固定資産とは次のものをいう。 (1) 基本財産 定款第5条によって定める財産 (2) 特定資産 男女共同参画推進預金、男女共同参画事業運営資金、退職給付引当資産及び特定資産什器備品 (3) その他固定資産 基本財産及び特定資産以外の固定資産で、耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上の資産 ※ _____の部分が今回の改正か所</p>	

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【決算に係る事務処理について】 決算に係る事務処理について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。 イ 指定正味財産の一部を一般正味財産に振り替えているが、財務諸表の注記に振替額の内訳を記載していなかった。</p>	
根 拠	公益法人会計基準 第5 財務諸表の注記 (13)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 財務諸表の作成に当たっては、注記に、「重要な会計方針」、「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」、「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」を記載しているが、この例年の処理を踏襲するのみで、指定正味財産の一部を一般正味財産に振り替えた場合には、振替額の内訳を記載する必要があるとの認識が不足していた。</p>	
<p>【措置内容】 令和2年度の財務諸表の注記には、振替額の内訳を記載するとともに、今後、こうした記載漏れが再び発生しないよう、担当者の研修会への参加を通じて、注記に記載すべき事項を含め公益法人会計基準への理解を深めるほか、今回の指摘事項について財団役員や税理士にも周知を図り、組織全体としてのチェック体制を強化した。</p>	

令和2年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について】 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への届出を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（庄原キャンパス）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">契 約 名</td> <td>県立広島大学庄原キャンパス バスロータリー整備工事（令和元年度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">根 拠</td> <td>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条</td> </tr> </table>		契 約 名	県立広島大学庄原キャンパス バスロータリー整備工事（令和元年度）	根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条
契 約 名	県立広島大学庄原キャンパス バスロータリー整備工事（令和元年度）				
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 建設リサイクル法について不知であったため。 また、日常的に建設工事の発注を行っていないことから、建設工事に係る全ての関係法令を正確に把握して、必要な手続を遺漏なく行うことが難しいため。</p> <p>【措置内容】 令和2年度から、県営繕課の助言の下、建設工事請負契約に係る必要書類についてチェック表を作成の上、各キャンパス担当者に配付して、手続の遺漏を防ぐよう取り組んでいる。今回の指摘を受け、建設リサイクル法を含む建設工事に係る関係法令に基づく手続についてもチェック表に加え、毎年度更新していくことにより、発注時に確認できることとした。 また、手続のチェックだけでなく、建設工事の発注・施工に関し法令上や契約上の遺漏が無いよう、専門知識を有する者（設計事務所）に委託し、確認・助言を得る取組を進めている。</p>					

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

委託契約の事務処理において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。
 (ア) 随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結していた。(広島キャンパス)

契 約 名	令和元年度ブランドイメージ確立に係る「新聞記事広告」及び「純広告」制作業務
根 拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第44条第1項 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第27条第1項

措 置 の 内 容

【原因】

担当者が、契約事務に係る規程等についての理解が不十分であり、また、それを補うための周囲の支援体制が十分でなかった。

その背景として、研修やOJTによる契約関係手続の理解・習熟の機会が十分でなく、チェック体制も不十分であったことが挙げられる。

【措置内容】

契約事務全般の適正化を図るため、次の取組を行う。

- ・ 契約事務を担当する職員に対する会計・契約事務研修の強化（県会計管理部の研修の活用）
- ・ 法人の契約関係規程に加え、この度の監査結果及び令和2年5月1日付け県会計管理部総務事務課長通知「委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について（通知）」も踏まえたチェックリストを作成し、執行伺から入札若しくは見積徴取、契約伺、契約締結・業務執行、完了検査、支払までに至る一連の契約事務において、担当者及び決裁者が適切に留意点をチェックできる仕組みの整備
- ・ 県の最新の会計・契約事務関係マニュアル（「支出マニュアル（令和3年4月 会計管理部審査指導課）」等）や会計・契約事務研修関係資料を参考に、法人の関係マニュアル等について必要な見直しを実施
 また、業務効率化・業務能率向上に向けた取組として、決裁ルートの見直しとあわせ、起案のチェック体制の強化について、事務局内に周知（令和3年7月）

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

委託契約の事務処理において、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(イ) 契約書に記載すべき事項の一部が記載されていなかった。（広島キャンパス）

契 約 名	特別番組「建学 100 周年県立広島大学」の映像素材使用契約（令和元年度） 保健福祉学部の再編に係るニーズ調査及び報告書作成業務（令和元年度） 保健福祉学部の再編に係る追加ニーズ調査業務（令和元年度）
根 拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第 47 条 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 30 条

措 置 の 内 容

【原因】

担当者が、契約事務に係る規程等についての理解が不十分であり、また、それを補うための周囲の支援体制が十分でなかった。

その背景として、研修やOJTによる契約関係手続の理解・習熟の機会が十分でなく、チェック体制も不十分であったことが挙げられる。

【措置内容】

契約事務全般の適正化を図るため、次の取組を行う。

- ・ 契約事務を担当する職員に対する会計・契約事務研修の強化（県会計管理部の研修の活用）
- ・ 法人の契約関係規程に加え、この度の監査結果及び令和2年5月1日付け県会計管理部総務事務課長通知「委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について（通知）」も踏まえたチェックリストを作成し、執行伺から入札若しくは見積徴取、契約伺、契約締結・業務執行、完了検査、支払までに至る一連の契約事務において、担当者及び決裁者が適切に留意点をチェックできる仕組みの整備
- ・ 県の最新の会計・契約事務関係マニュアル（「支出マニュアル（令和3年4月 会計管理部審査指導課）」等）や会計・契約事務研修関係資料を参考に、法人の関係マニュアル等について必要な見直しを実施
また、業務効率化・業務能率向上に向けた取組として、決裁ルートの見直しとあわせ、起案のチェック体制の強化について、事務局内に周知（令和3年7月）

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

委託契約の事務処理において、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
 (ウ) 随意契約において業者を決定するための見積合わせの後に予定価格を決定していた。(広島キャンパス)

契約名	令和元年度ブランドイメージ確立に係る「新聞記事広告」及び「純広告」制作業務委託
根拠	公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第28条

措置の内容

【原因】

担当者が、契約事務に係る規程等についての理解が不十分であり、また、それを補うための周囲の支援体制が十分でなかった。

また、契約担当職員においても、予定価格調書の作成時に、その後の手続を担当者に確認するなどしなかったため、日付の齟齬に気付くことができなかった。

その背景として、研修やOJTによる契約関係手続の理解・習熟の機会が十分でなく、チェック体制も不十分であったことが挙げられる。

【措置内容】

契約事務全般の適正化を図るため、次の取組を行う。

- ・ 契約事務を担当する職員に対する会計・契約事務研修の強化（県会計管理部の研修の活用）
 - ・ 法人の契約関係規程に加え、この度の監査結果及び令和2年5月1日付け県会計管理部総務事務課長通知「委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について（通知）」も踏まえたチェックリストを作成し、執行伺から入札若しくは見積徴取、契約伺、契約締結・業務執行、完了検査、支払までに至る一連の契約事務において、担当者及び決裁者が適切に留意点をチェックできる仕組みの整備
 - ・ 県の最新の会計・契約事務関係マニュアル（「支出マニュアル（令和3年4月 会計管理部審査指導課）」等）や会計・契約事務研修関係資料を参考に、法人の関係マニュアル等について必要な見直しを実施
- また、業務効率化・業務能率向上に向けた取組として、決裁ルートの見直しとあわせ、起案のチェック体制の強化について、事務局内に周知（令和3年7月）

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【ウ インターネットを経由した寄附金受付における事務処理について】

インターネット上で運用している支援・寄附の専用ページ「県立広島大学へのご支援について」を経由した寄附金の一部について、公立大学法人県立広島大学寄附受入れ規程で定める手続によらない方法で寄附金の受付手続を行っていた。適正な事務処理に努められたい。(広島キャンパス)

根拠	公立大学法人県立広島大学寄附受入れ規程第4条、第5条、第6条
----	--------------------------------

措置の内容

【原因】

寄附受入れ規程では、文書による手続しか規定されていないことを十分に理解ができていなかったため、文書で手続をしなければならないという認識がなかった。

【措置内容】

令和3年3月1日付で規程改正を行い、インターネットを経由した寄附金受入にかかる事務手続を規定した。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【工事請負契約に係る事務処理について】

ア 次の工事請負契約において、必要な建設業の許可を有しない業者を随意契約の見積合わせに参加させていた。発注に当たっては、建設工事の種類を明示し、必要とされる建設業の許可を有した業者を対象に手続を行う必要がある。（三原キャンパス）

契 約 名	県立広島大学三原キャンパス屋上補修工事（令和元年度）
-------	----------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

建設工事の発注に当たっては、工事毎に、設計書や仕様書の作成、契約の方法、工事の種類、指名競争や随意契約における業者選定の視点等について、県営繕課に相談し指導をいただいているところである。本件については、一つの工事について一つの工事種類を特定し、それを明示しなければならないことについて担当者の認識が不十分であり、県営繕課に相談しながらも、その点についての確認ができていなかった。

【措置内容】

令和2年度から、県営繕課の助言の下、建設工事請負契約に係る必要書類についてチェック表を作成の上、各キャンパス担当者に配付して、手続の遺漏を防ぐよう取り組んでいる。今回の指摘を受け、発注に当たっての建設工事の特定とその明示についてもチェック表に加え、毎年度更新していくことにより、発注時に確認できることとした。

また、手続のチェックだけでなく、建設工事の発注・施工に関し法令上や契約上の遺漏が無いよう、専門知識を有する者（設計事務所）に委託し、確認・助言を得る取組を進めている。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【工事請負契約に係る事務処理について】

イ 次の工事請負契約において、当初の工事を施工した業者に参考見積書の提出を依頼し、提出された内容をそのまま設計書としたうえで、同業者と落札率100%で随意契約を行っていた。契約を締結する場合は一般競争入札に付するのが原則であり、随意契約をする場合には、随意契約をしなければならない理由を明確にする必要がある。（三原キャンパス）

契 約 名	県立広島大学三原キャンパス中央監視盤センター装置一式及び1号館・2号館RS（リモートステーション）更新工事（令和元年度） 県立広島大学三原キャンパス吸収冷温水機3号機溶液ポンプ及び伝熱管・水室枠取替工事（令和元年度） 県立広島大学三原キャンパス吸収冷温水機2号機溶液ポンプ及び伝熱管・水室枠取替工事（令和元年度）
-------	--

措 置 の 内 容

【原因】

既存の設備を更新する工事であったため、これまで不適切と指摘されることもなく実施してきた同種の工事の手續に倣い、メーカーへの確認を行った上で対応可能な業者は一者のみと判断し、随意契約とした。このため、他の業者にも見積りを依頼するなど、メーカー以外に対応できる者の有無についての確認を十分に行えていなかった。

【措置内容】

今回の指摘を受け、設備のメンテナンス工事を実施する場合には、当初の工事を施工した業者しか対応できないのか、他の業者に見積り依頼をするなどして確認するよう、関係部署に周知・徹底した。

また、令和2年度から、県営繕課の助言の下、建設工事請負契約に係る必要書類についてチェック表を作成の上、各キャンパス担当者に配付して、手續の遺漏を防ぐよう取り組んでいる。今回の指摘を受け、設備のメンテナンス工事を実施する場合の業者選定に係る留意点についても、このチェック表に加え、毎年度更新していくことにより、発注時に確認できることとした。

21 一般財団法人広島県環境保全公社 (監査年月日：令和2年11月27日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について】 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への届出等を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 搬入道路舗装工事 (令和元年度)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条, 第12条, 第13条
措置の内容	
<p>【原因】 未だ土地になっていない埋立地上の工作物について、建設リサイクル法の対象外であるという誤った認識のまま事務を進めていた。</p> <p>【措置内容】 これまでの本公社の建設工事について、建設リサイクル法の対象工事の該当性と必要な手続に係る検証・分類整理・データベース化し、それに基づいて事務を行うことで、再発防止を図ることとした。</p>	

令和2年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、発注者は適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」を行っていた。 「歩切り」が行われ、予定価格が不当に引き下げられることにより、見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること、ダンピング受注の助長による工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと等が懸念されることから、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が行えるように、事務処理を改善する必要がある。</p>	
契約名	広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 受入施設内部擁壁設置工事 (令和元年度)
措置の内容	
<p>【原因】 工事請負契約における「歩切り」の廃止についての周知が不十分であった。</p> <p>【措置内容】 工事請負契約における「歩切り」の廃止について職員に周知徹底を図るとともに、再発防止を図るため、予定価格調書の様式変更（設計金額の記載及び工事請負契約に係る歩切廃止の明記）を行うこととした。</p>	

令和2年度 監査結果 (指摘事項)
<p>【ア 財務諸表の表示について】 令和元年度の財務諸表に対する注記「9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載された広島県公募公債10年(H24年第7回)の帳簿価額が誤っていた。適正な財務諸表の作成に努められたい。</p>
措置の内容
<p>【原因】 誤って額面金額を記載していた。</p> <p>【措置内容】 正しい帳簿価額に修正した。 令和2年度以降の財務諸表についても適正な作成に努める。</p>

令和2年度 監査結果 (指摘事項)		
<p>【イ 通勤手当の支給について】 職員の通勤手当について、運賃改定が行われたにもかかわらず、旧運賃で算出し、過大な額を支給しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">根拠</td> <td>公益財団法人広島県地域保健医療推進機構正規・嘱託職員の給与に関する規程第21条</td> </tr> </table>	根拠	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構正規・嘱託職員の給与に関する規程第21条
根拠	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構正規・嘱託職員の給与に関する規程第21条	
措置の内容		
<p>【原因】 原則、本人からの申し出に基づき運賃額の改定処理を行っているが、申し出がなかったため旧運賃額で支給していた。</p> <p>【措置内容】 過大に支給した手当について、職員に対し返還請求を行い、令和3年3月に全額返還された。今後は、毎年実施する手当現況調べにおいて、調査実施時点の運賃額を職員に届け出てもらふことにより、運賃改定の処理にもれが無いように努める。</p>		

23 呉商工会議所 （監査年月日：令和3年3月1日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【決算に係る事務処理について】 令和元年度被災地域販路開拓支援補助金について、決算関係書類を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根拠	呉商工会議所 定款71条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 広島県に、証憑書類と一緒に「令和元年度被災地域販路開拓支援補助金実績報告書」を証憑類と併せて提出し確定通知も頂いていたことから、決算関係が完結したものと勘違いしていた。 また、そのまま、その補助金を計上せず、令和2年7月27日の議員総会で2019収支決算の決議を受けてしまった。</p> <p>【措置内容】 広島県の監査の指摘事項を受け、呉商工会議所の監事に相談し、次回議員総会に決算書の修正案を提出することになった。 その後、決算書の修正案を、令和3年3月24日14時からクレイトンベイホテルで開催の呉商工会議所議員総会の「議案第13号 2019年度収支決算書の一部修正に関する件」で提出し修正案が可決された。 特に、今回の様な事業年度の途中から始まる補助金は、呉商工会議所予算書に計上されていない事業であるなど、そうした事業をより注視し、職員間での連携を密にとり合い再発防止に取り組む。</p>	

【教育委員会】

1 教育委員会事務局（監査年月日：令和2年8月5日）

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）				
【ア 長期未納（滞納繰越分）について】				
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（教育支援推進課）				
区 分	長期未納（滞納繰越分） [令和元年度決算額]		参考 前回監査時 [平成30年度決算額]	
地域改善対策高等学校等進学奨 学金貸付金に係る貸出金償還金	187人	93,618,203円	190人	92,158,297円
措 置 の 内 容				
令和2年度においては、全ての滞納者に督促状を送付したことなどにより、過年度分の滞納者48人から8,630千円の入金があつた。（令和2年度決算額 172人 87,899,110円）				
引き続き、市町教育委員会と連携し、文書や電話等による納付指導を通じて納入促進の取組を進めるとともに、経済的理由により返還が困難となつた世帯に対しては、要綱に定める免除制度の活用を促すなど、新たな滞納を増やさない取組も進めている。				

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）				
【イ 工事完了後の科目更正について】				
湯来南高等学校において、屋外時計の取替を需用費で執行した後に、事務局の指示により工事請負費に科目更正を行った。それにより、建設工事執行規則の適用を受けることとなり、同規則に定められた工事請負契約の事務手続が行われていないという結果を招くこととなった。				
支出後の更正については、誤りがあることを発見した場合に行うものであることから、今後同様の事例を繰り返さないよう、定められた会計事務のルールを守り、適切に業務を行う必要がある。（施設課）				
措 置 の 内 容				
屋外時計の取替について、学校は工作物に係る修理・補修に該当するものとして、小規模修繕執行要綱に基づき、年度当初に事務局から令達されていた「需用費」（修繕料）により、適正に執行を完了させていたにもかかわらず、事務局は、学校に十分確認せず、屋外時計の位置を変更し、新たに設置するものであると誤って認識し、「工事請負費」による執行が適切であると考え、学校に対し、「工事請負費」に科目更正を行うよう指示を行ったものである。				
このため、今後は、学校で行おうとする事業の内容を十分に確認するとともに、予算執行に当たっては、会計事務等の各種規程に基づき、事業内容に適合した支出科目により、学校への令達及び指導を適切に行うよう努める。				

2 歴史博物館（監査年月日：令和2年7月31日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、自動火災報知設備の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。（分館）</p> <table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>平成30～32年度 頼山陽史跡資料館消防用設備等保守点検業務</td> </tr> </table>		契約名	平成30～32年度 頼山陽史跡資料館消防用設備等保守点検業務
契約名	平成30～32年度 頼山陽史跡資料館消防用設備等保守点検業務		
措置の内容			
<p>【原因】 委託業務の設計を行う際に、現況の確認が不十分なまま点検数量を特記仕様書に記載したため、現況と特記仕様書上の点検数量に齟齬が生じた。</p> <p>【措置内容】 指摘を受けて、受託業者と特記仕様書の変更を行った。 業務設計の際には、仕様書と現況に齟齬がないかどうか、担当者とは別の確認者を設け確認する等複数人で確認を行い現況と仕様書の双方の照らし合わせ、確認に留意する。</p>			

3 県立広島皆実高等学校（監査年月日：令和2年11月30日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）																			
<p>【ア 行政財産使用料の徴収について】 行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用許可財産</th> <th>使用許可内容</th> <th>徴収すべき期限</th> <th>納付書に記載された納付期限</th> <th>使用料（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>電柱4本・支線2条</td> <td>令和2年4月30日</td> <td>令和2年5月25日</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td colspan="4">広島県会計規則第11条第3項</td> </tr> </tbody> </table>					使用許可財産	使用許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料（年額）	土地	電柱4本・支線2条	令和2年4月30日	令和2年5月25日	9,000円	根拠	広島県会計規則第11条第3項			
使用許可財産	使用許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料（年額）															
土地	電柱4本・支線2条	令和2年4月30日	令和2年5月25日	9,000円															
根拠	広島県会計規則第11条第3項																		
措置の内容																			
<p>【原因】 担当者の収入手続時期の認識不足と、年度初めのため多忙であったことから、事務室内での進行管理が十分でなかった。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、事務室全体に今回の指摘事項を周知するとともに、使用許可における収入手続時期について事務職員全員に再確認させ複数人でチェックすることとした。</p>																			

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 学校諸費会計等の取扱事務について】

次の学校諸費会計において、現金を管理する場合に、現金出納簿が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

会計名	1 学年会計（令和2年度）
根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第4条第1項

措 置 の 内 容

【原因】

学校諸費会計の会計処理において、やむを得ず一部現金を管理する場合は、現金出納簿を整備して管理することについての認識が不十分であった。

【措置内容】

監査実施後、速やかに現金出納簿を整備した。
事務室全体に学校諸費会計等取扱要綱の内容を周知し、学校諸費会計等の現金を金庫で預かる場合には現金出納簿への記載を徹底することとした。

4 県立世羅高等学校（監査年月日：令和2年7月31日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【借受物品の管理について】

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	・絵画 2点 ・書跡 4点 ・工芸 1点
根 拠	広島県物品管理規則第41条

措 置 の 内 容

【原因】

借受契約を締結したことで、その備品の管理が完了したものと誤認していた。
また、その後も備品台帳と突合する物品の対象から漏れていた。

【措置内容】

所属で、物品の借受けに係る事務処理について研修を行い、一連の事務処理を再確認した。
また、借受物品のファイルに、物品マニュアルから抜粋した事務処理を編綴して所属内で共有し、複数人でチェックを行うことにより、適正な業務の遂行を行った。

5 県立広島井口高等学校 (監査年月日：令和2年11月30日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、広島井口高等学校の感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">契約名</td> <td>広島県立広島観音高等学校外3校 消防用設備等保守点検業務</td> </tr> </table>		契約名	広島県立広島観音高等学校外3校 消防用設備等保守点検業務
契約名	広島県立広島観音高等学校外3校 消防用設備等保守点検業務		
措置の内容			
<p>【原因】 特記仕様書の作成において、直近の点検結果報告書による感知器の数量確認が十分でなかった。</p> <p>【措置内容】 監査実施後、速やかに感知器の数量を確認するとともに、契約事務拠点校へ変更契約依頼を行い、令和2年9月30日付けで変更契約を締結した。 再発防止のため、今回の指摘事項について事務室内に周知するとともに、今後、同様の案件については、点検結果報告書の確認に加えて、現物の確認を複数人で行うこととし、チェック体制を強化した。</p>			

6 県立湯来南高等学校 (監査年月日：令和2年7月31日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【行政財産の使用許可について】 次の行政財産について、使用許可の手続きは行われているが、歳入科目を使用料とすべきところ、誤って雑入として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">財 産</td> <td>グラウンドの一部 (2,826 m²)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>地方自治法第225条, 地方自治法施行規則第15条</td> </tr> </table>		財 産	グラウンドの一部 (2,826 m ²)	根 拠	地方自治法第225条, 地方自治法施行規則第15条
財 産	グラウンドの一部 (2,826 m ²)				
根 拠	地方自治法第225条, 地方自治法施行規則第15条				
措置の内容					
<p>【原因】 調定科目の確認が不十分であった。</p> <p>【措置内容】 今回の指摘事項を事務室内に周知するとともに、今後は、原議に根拠規定を必ず添付することとし、決裁時にその根拠を複数人で確認することにより、事務室内のチェック体制を強化した。</p>					

7 県立広島工業高等学校 (監査年月日：令和2年11月17日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、広島工業高等学校の消火器、感知器及び音響装置の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">契約名</td> <td>広島県立西高等学校外2校 消防用設備等保守点検業務</td> </tr> </table>		契約名	広島県立西高等学校外2校 消防用設備等保守点検業務
契約名	広島県立西高等学校外2校 消防用設備等保守点検業務		
措置の内容			
<p>【原因】 「広島県立西高等学校外2校 消防用設備等保守点検業務」(平成30年度～平成32年度)において、令和2年9月30日付けで契約変更を行っていたが、電気設備工事図面及び消防設備点検結果報告書と消火器、感知器及び音響装置の現物の確認が十分ではなかった。</p> <p>【措置内容】 電気設備工事図面及び消防設備点検結果報告書と消火器、感知器及び音響装置の現物を確認の上、拠点校(廿日市高等学校)に契約変更を依頼し、令和3年2月19日付けで契約変更を行った。 再発防止のために、所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、仕様書の作成においては複数人により現物確認を行うこととし、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>			

8 県立福山工業高等学校 (監査年月日：令和2年7月31日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)			
<p>【ア 消防用設備等の点検結果の報告について】 消防用設備等について、消防法に基づく必要な点検は実施していたが、その結果を消防署長に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">根拠</td> <td>消防法第17条の3の3</td> </tr> </table>		根拠	消防法第17条の3の3
根拠	消防法第17条の3の3		
措置の内容			
<p>【原因】 報告時期が令和元年9月末日であるところを、令和2年9月末日に報告すべきものと誤認していた。</p> <p>【措置内容】 令和元年9月末日までに報告すべきであった総合点検の結果を、令和2年6月12日に消防署長に報告した。なお、令和2年度の総合点検前であったため、報告内容は令和元年度のものでよいことを報告先の消防署に確認済みである。 再発を防止するため、次回の報告期限、根拠法令等を記載した文書を作成した。文書は消防設備等保守点検業務のファイルにとじ、新規契約時には当該文書もとじなおすように記載した。</p>			

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 住居届の確認について】

父母等と賃貸借契約を締結している職員について、指定月確認の際、前年6月から当年5月までの全月分の家賃支払が確認できるものを提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	住居手当認定要領（広島県教育委員会）第9 2（1）
-----	---------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

父母等と賃貸借契約を締結している場合、指定月の家賃支払の確認において、過去1年間全月分の領収書等で行うことについての認識が不十分であったため、必要な手続を怠っていた。

【措置内容】

父母等と賃貸借契約を締結している職員から、平成30年6月から令和元年5月までの全月分の家賃支払が確認できるものを提出させ、確認を行った。

再発防止のため、今後は該当の職員について、家賃支払が確認できる書類の提出を毎月求めることとした。

9 県立大崎海星高等学校 （監査年月日：令和2年11月30日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【ア 消防用設備等の点検結果の報告について】

消防用設備等について、消防法に基づく必要な点検は実施していたが、その結果を消防署長に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	消防法第17条の3の3
-----	-------------

措 置 の 内 容

【原因】

担当者の報告時期の認識不足と所属内での情報共有が十分でなかった。

【措置内容】

監査実施後、速やかに消防署長へ報告を行うとともに、再発防止のため、報告に係るスケジュールをまとめた一覧表を作成し、所属内で次回報告時期を共有し複数人でチェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、大崎海星高等学校の感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	竹原高校・忠海高校・大崎海星高校 消防用設備等保守点検業務（平成30～32年度）
-----	--

措置の内容

【原因】

委託契約の特記仕様書の作成において、特別教室棟の定温式スポット型感知器を、誤って煙感知器として計上していた。

【措置内容】

監査実施後、速やかに特記仕様書と点検結果報告書の個数等の再確認を行うとともに、契約事務拠点校へ変更契約依頼を行い、令和3年1月29日付けで変更契約を締結した。

再発防止のため、所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、仕様書の作成においては複数人で現物確認を行うこととし、チェック体制を強化した。

10 県立広島高等学校（監査年月日：令和2年8月21日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立広島中学校・高等学校放送室設備改修工事（令和元年度）
根拠	建設工事執行規則第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第3

措置の内容

【原因】

該当の建設工事は設計金額が250万円を超えていたが、緊急を要する案件であったため随意契約により実施した。

契約保証は、競争入札による場合のみ必要であると誤って認識していたため、契約保証を付さずに契約を締結した。

【措置内容】

再発防止のため、事務室内に今回の指摘事項を周知するとともに、根拠規定及び施設課実施の「建設工事に係る入札・契約制度等に関する担当者説明会」資料を事務室全員で再確認して理解の徹底を図った。

今後は、原議に根拠規定を必ず添付することとし、決裁時にその根拠を複数人で確認することにより、事務室内のチェック体制を強化した。

11 県立広島南特別支援学校 (監査年月日：令和2年11月30日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア 庁における支出について】 庁においては、翌年度の4月30日までに支出を行う必要があるが、その日を過ぎて工事請負費の支出を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県会計規則第5条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 担当者が3月下旬に財務システムで支出命令を入力する際に、4月30日に支払指定すべきところを支払期限欄について、誤って「40日以内」を選択し入力したため、庁の支出期限を超えてしまった。</p> <p>【措置内容】 庁における支出期限について、広島県会計規則及び支出マニュアル等で再確認し、事務室全体へ周知するとともに、複数人で確認を行う等、チェック体制の強化を図つた。</p>	

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【イ 物品の購入について】 次の消耗品を購入する経費について、需用費ではなく備品購入費の節で支出していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
物 品	プロジェクター2台
根 拠	地方自治法施行規則第15条第2項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 予定価格では備品となる10万円以上であつたが、10万円未満となつた契約時に備品購入費から需用費への節変更を失念していた。 また、通常であれば発注決裁時に適正な節を設定することから、契約時に予算科目の変更が生じることへの認識が不足していたため、支出事務の際にも確認が十分行われていなかった。</p> <p>【措置内容】 学校においては、契約事務について、管理職を含めた事務職員全員で物品マニュアル等の内容を再確認するとともに、決裁前に複数の事務職員が共同して確認作業を行うなど、組織的なチェック体制の強化を図つた。 また、特別支援教育課から学校に対し、チェック体制の強化に加えて、会計・物品事務に係る自己点検票等を活用した確認を行うように指導した。</p>	

12 県立福山北特別支援学校 （監査年月日：令和2年11月6日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、福山北特別支援学校の消火器の種類を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">契約名</td> <td>消防用設備等保守点検業務（福山地区）大門高等学校外6校</td> </tr> </table>		契約名	消防用設備等保守点検業務（福山地区）大門高等学校外6校
契約名	消防用設備等保守点検業務（福山地区）大門高等学校外6校		
措置の内容			
<p>【原因】 特記仕様書の作成において、直近の点検結果報告書を確認せず、前契約の特記仕様書における消火器の種類をそのまま記載していた。</p> <p>【措置内容】 担当者は「施設管理業務委託に係る履行確認のポイント」に留意して、監査後実施された消防用設備の保守点検における点検結果報告書と特記仕様書との照合を行い、受注者及び拠点校と連携し、令和2年12月22日付けで特記仕様書の変更に伴う変更契約を行った。 また、再発防止のため、今回の一件について記録を作成し所属内で共有した。</p>			

13 公益財団法人広島県教育事業団 （監査年月日：令和3年3月1日）

令和2年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【ア フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び記録簿を作成・保存することとなっているが、次の機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">機 器</td> <td>冷凍冷蔵庫 1台</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）</td> </tr> </table>		機 器	冷凍冷蔵庫 1台	根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）
機 器	冷凍冷蔵庫 1台				
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）				
措置の内容					
<p>【原因】 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」及び「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」についての理解が不十分であったため、簡易点検の実施及び記録簿の作成を失念していた。</p> <p>【措置内容】 関係法令について、事務局内に改めて周知徹底するとともに、点検状況について複数人でチェックを行うなど、点検漏れを防ぐ体制を整えた。 指摘後、令和3年3月15日に簡易点検を実施し、記録簿に点検内容を記録した。2回目の簡易点検は令和3年6月15日に実施し、今後も法令に則り、3月に1回の点検を予定している。</p>					

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 役員の報酬等について】

役員（理事長）の報酬等について、理事会において額を決定することなく支給していた。適正な事務処理に努められたい。

根拠

公益財団法人広島県教育事業団役員等報酬規程 第3条第1号

措置の内容

【原因】

役員（理事長）の報酬に関しては、公益法人への移行認定以後不変だったため、都度理事会に諮る必要性を認識していなかった。

【措置内容】

令和2年度の監査（職員調査）以降、最初の理事会（令和2年度第2回理事会、令和3年3月12日実施）にて、理事長報酬に関する事項を付議し、理事会での承認を得た。

今後、役員の報酬等を変更する場合は、都度理事会に諮るよう、根拠規定について事務局内に周知徹底する。

【公安委員会】

1 警察本部（監査年月日：令和2年7月21日）

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【工事請負契約における事務処理について】

平成29年度に実施した警察署の監査において、「路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）」に定める基準を満たしていない工事があり、適正な事務処理を行うよう指摘を行ったが、一部については、未対応の状況であった。各警察署に対し、基準に適合した工事が行われるよう指導を徹底するなど、警察本部として工事の品質確保に向けた組織的な取組を行う必要がある。（交通規制課）

措置の内容

【措置内容】

平成30年7月から、各警察署が行う路側式道路標識工事については、警察本部交通規制課において完成書類を全て点検し、仕様書に基づき適正な施工が行われているか否か検査している。

令和2年度からは、過去、各警察署において指摘された施工箇所を精査し、最新の仕様書の基準に適合させた。

今後も、各警察署及び施工業者を指導して、路側式道路標識工事の品質向上に向けて鋭意取り組むとともに、監査結果に対する措置状況を細かく確認して改善させるなど組織的な対応に努める。

2 佐伯警察署 (監査年月日：令和2年6月10日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契 約 名	広島市佐伯区美鈴が丘東5丁目ほか路側式道路標識設置工事 令和元年度
根 拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 本件工事は、標識柱の老朽化による建て替え工事である。 既存の基礎を再利用して新たに標識を設置するよう設計していたが、工事担当者が受注者任せであったため、実際には再生利用可能な基礎が十分に残っていないにもかかわらず、工事仕様書に適している工事として発注していた。また、工事の完了検査時に、標識柱の傾斜が判明し、基礎の強度不足が考えられたが、工事担当者の判断誤りにより、残存基礎の状態を詳しく確認しなかったものである。</p>	
<p>【措置内容】 再発防止のため、工事担当者及び検査員は、工事仕様書及び関係法令等に基づいた事務処理について再確認するとともに、警察本部交通規制課と連携を図り、適切な施工管理ができる体制を確立した。 なお、本件工事は是正に関しては、実施の検討を行っていたが、令和2年8月に、標識柱の直近に駐車場が新設され、視距が広がったため、工事施工時の交通規制事情と比較すると、一時停止の必要性が低下したことから、関係機関等と協議し、交差点への法定外標識設置による安全対策を実施した上で、令和3年1月に標識柱の撤去工事を実施した。</p>	

3 呉警察署 (監査年月日：令和2年6月9日)

令和2年度 監査結果 (改善を求める事項)	
<p>【工事請負契約における事務処理について】 平成29年度の監査において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があり、適正な事務処理を行うよう指摘を行ったが、一部については、未対応の状況であった。工事の品質が確保されるよう、警察本部とも連携して取り組む必要がある。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>【措置内容】 指摘に対して未対応であった工事については、最新の工事仕様書に基づき、令和2年9月から是正工事を開始し、令和2年12月に完了した。 今後は、工事仕様書の基準に適合した工事が施工できるよう、警察本部交通規制課と緊密に連携をとり、路側式道路標識工事の品質向上に向けて鋭意取り組んでいく。</p>	

4 尾道警察署 (監査年月日：令和2年6月11日)

令和2年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【ア 行政財産の使用料について】 行政財産の使用許可に伴う使用料について、徴収すべき使用料の額を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
財産名称	尾道警察署若潮寮 (設置線等の埋設：12m)
根 拠	行政財産の使用料に関する条例 別表第二
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 当該行政財産については、平成27年度に使用許可を行い、使用料を徴収しているものである。 平成30年4月1日に「行政財産の使用料に関する条例」の一部改正に伴い、使用料が増額されたが、担当者の認識不足により、従前の使用料で徴収したものである。 さらに、令和2年度に使用許可の更新を行った際も、担当者が使用料の改定に気付かず、改定前の使用料で徴収したものである。</p> <p>【措置内容】 令和2年7月に誤っている使用料を修正し、使用許可の相手方に通知するとともに、不足分の追加徴収を行った。 今後については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係規程の習熟に努めるとともに、関係規程が改正された際は、事務処理手続を変更する箇所がないかどうか確認を行う ○ 使用許可内容、使用料等を定期的に確認し、更新の際は特に慎重な手続を行う ○ 事務処理内容の確認は、必ず複数人で行う <p>ことを徹底し、再発防止に努めている。</p>	

令和2年度 監査結果（指摘事項）

【イ 行政財産の使用許可に係る事務処理について】

次の行政財産の使用許可について、財産サブシステムによらずに、使用許可調書及び許可書を作成していた。また、使用許可台帳の作成が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

財産名称	尾道警察署若潮寮（設置線等の埋設：12m，電柱等の設置：2本） 尾道警察署栗原東県警待機宿舍 59.60 号館（電柱等の設置：2本） 尾道警察署栗原東県警待機宿舍 59.60 号館（電柱等の設置：2本） 尾道警察署三軒家町宿舍（電柱等の設置：2本）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 69 条 財産管理事務処理要綱第 3 条

措 置 の 内 容

【原因】

電柱等の設置に係る行政財産（県有地）の使用許可については、財産サブシステムに登録することにより使用許可調書及び許可書を作成する必要があるが、担当者の認識不足により、当該システムによらず作成していたものである。また、当該システムへの登録を行っていないことから、使用許可台帳が作成されていなかったものである。

【措置内容】

- 関係規程の習熟に努めるとともに、事務処理の際は、関係規程をよく確認し、慎重な手続きを行う
 - 事務処理内容の確認は、必ず複数人で行う
- ことを徹底し、再発防止に努めている。

令和2年度 監査結果（改善を求める事項）

【工事請負契約における事務処理について】

平成 29 年度に実施した因島警察署（平成 30 年 4 月に尾道警察署と統合）の監査において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があり、適正な事務処理を行うよう指摘を行ったが、未対応の状況であったことから、工事の品質が確保されるように、警察本部とも連携して取り組む必要がある。

措 置 の 内 容

【措置内容】

指摘に対して未対応であった工事については、最新の工事仕様書に基づき、令和 2 年 9 月から是正工事を開始し、令和 2 年 12 月に完了した。

今後は、工事仕様書の基準に適合した工事が施工できるよう、警察本部交通規制課と緊密に連携をとり、路側式道路標識工事の品質向上に向けて鋭意取り組んでいく。